

再 評 価 書

事業名	広域農道整備事業 伊賀2期地区		事業区分	県営	室名	農村基盤室
事業概要	工期 (下段H11 再評価)	元年～18年 元年～18年	全体事業費 (上段：見直し後) (中段：初回再評価) (下段H11再評価)		9,477百万円 10,883百万円 10,246百万円 (負担率：国：50% 県：35%他：15%)	
事業目的及び内容						
<p>伊賀地域の道路は、地域の中央部を東西に縦貫する産業動脈である名阪道路が整備されているものの、上野市他1市1町を相互に連絡する基幹道路が未整備となっています。このため、地域が有する高い農業生産性や大阪と名古屋の中間地である恵まれた立地条件を最大限に発揮できていない状況にあり、効率的な輸送体系の確立、地域交流の拡大など地域の活性化を進めるうえからも、伊賀地域内を回廊的に結ぶ道路の一日も早い実現が待たれています。</p> <p>このことから、伊賀地域の農地を結び、農産物の流通の合理化、農業施設の広域的利用と生産環境の近代化を図り、併せて地域の利便性の向上を図るため、広域営農団地整備計画を策定し、その基幹となる道路（通称「伊賀コリドールロード」） 9.2km 44.9km 9.3km（内農道区間46.4km）を広域農道整備事業 伊賀地区で整備するもの です。 この内、伊賀2期地区は、上野市を起点とし、名張市を經由し青山町に至る延長33.6km 17.6km 6橋 34.6km（内農道区間20.7km、橋梁工14橋）の2車線農道です。</p>						
事業主体の再評価結果						
<p>1 再評価を行った理由 事業採択後、一定期間が経過し、なお継続中ですので三重県公共事業再評価実施要綱第2条に基づき再評価を行いました。</p>						
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み 平成元年度事業着手時には、測量設計を実施し、次年度工事用地調査しました。平成2年度から工事に着手し平行して用地買収を行い現在に至っています。この間、平成11年度に一度再評価を実施しました。 88% 12% これまで76%完了し残事業量は24%となっています。今後は、厳しい財政状況ですが国県道や河川、鉄道への取付や横断に関する協議調整など日時を要する作業は、平成16年度に完了する見込みであり、県民しあわせプランにおける重点化事業として平成18年度には、全体計画を完了する見込みです。</p>						
<p>3 事業を巡る社会経済状況の変化 (1) H11再評価からの変更 9,477百万円(769百万円減) 平成16年度現在、全体事業費10,883百万円(637百万円増)で計画しています。 計画の変更内容は、次のとおりです。 青山町霧生高尾区間の計画路線のうち、L=3060mを農林区間から建設区間に変更しました。 前回再評価時に計画変更と同時に進行していたため事業費の変更が概算でされていたことから、その精査をH12年度におこなっていました。</p> <p>(2) 周辺環境の変化 市町村合併で市町村を結ぶ重要な道路として推進が望まれる事業となっており、また東南海地震における防災避難道としても大変重要な道路となっています。</p> <p>(3) 財政状況の変化 本県の厳しい財政状況によって平成9年度から進捗が伸び悩む傾向にあります。このため、さらにコスト縮減を進めることとしています。</p>						

- 4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元の意向の変化等
- 4 - 1 費用対効果分析
S61年度事業採択時及び平成11年度に行いました投資効率の結果は、
1.42
それぞれ1.12、1.11でした。現時点での費用対効果分析結果は、2.21
となりました。
- 本県は、県独自にアクセス環境の向上便益の算出を行っており費用対効果分析に影響しています。
- 4 - 2 地元の意向
伊賀7市町村間の生活面、文化的な交流の促進につながることから、地元から大変要望の強い事業です。

- 5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性
- 5 - 1 コスト縮減
道路工事で発生した伐採木や根株をチップ化し、法面緑化材として再利用で7,400千円(廃棄物として処理費が必要)、残土の再利用で110,000千円(工事現場近くのは場床上げに利用)を縮減しました。
- 5 - 2 環境対策
道路側溝に生物が落ちた場合にはい上げられるような設備を計画しています。
- 5 - 3 代替案
特になし

再 評 価 の 経 緯

当事業は、平成11年度に答申された再評価審査委員会の意見に対する対応を次の通り行っています。

- 1 県民に農業外の効果を含めて客観的に説明できる評価方法の確立に努めること。
公共事業評価システムにより農業外の効果を算定しています。

事 業 主 体 の 対 応 方 針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えている。